

# 南風原町 障害福祉サービス事業所 資源マップ



南風原町  
令和5年（2023年）6月 発行

## はじめに

南風原町では、障害福祉サービスを希望されるご本人やご家族が、サービス事業所の特色を知り、利用をしやすくなるよう「南風原町障害福祉サービス事業所資源マップ」を作成しました。

皆さまのお役に立てたら嬉しく思います。

情報は令和5年（2023年）3月現在です。

## ◆◆◆目次◆◆◆

障害福祉サービス一覧	P1～2
障害福祉サービス 利用者負担のしくみ	P3
障害福祉サービス利用の流れ	P4
町内障害者（児）支援事業所MAP	P5～6
【町内のサービス事業所（障がい者：18歳以上）】	
■介護給付	
居宅介護	P7～11
同行援護	P12～14
行動援護	P15
短期入所	P16～17
生活介護	P18～19
施設入所支援	P20～21
■訓練等給付	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	P22
就労移行支援	P23～24
就労継続支援B型	P25～35
就労定着支援	P36～37
共同生活援助（グループホーム）	P38～47
■相談支援	
計画相談支援	P48～50
地域移行・地域定着支援	P51～52
【町内のサービス事業所（障がい児：18歳未満）】	
児童発達支援	P53～62
放課後等デイサービス	P63～80
保育所等訪問支援	P81
障害児相談支援	P82～86
障害児入所支援	P87
【その他（地域の居場所）】	
地域活動支援センター	P88

## 障害福祉サービス一覧

※印のサービスは、サービス提供事業所が町内にはありません。

### 【障がい者(18歳以上)を対象とした障害福祉サービス】

#### 1. サービスの種類

##### ①介護給付

サービスの種類		内容
居宅介護	身体介護	自宅における入浴、排せつ、食事等の介助を行います。
	家事援助	自宅における掃除、洗濯等の家事支援を行います。
	通院等介助	自宅から医療機関への通院及び官公署への相談・手続や、障害福祉サービスの見学のための外出支援を行います。
重度訪問介護※		重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出 時における移動支援などを総合的に行います
同行援護		視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護		自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
短期入所		自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
生活介護		常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的な活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援		施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護※		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
重度障害者等包括支援※		介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

##### ②訓練等給付

サービスの種類	内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型＝雇用型※ B型＝非雇用型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います
自立生活援助※	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

### ③相談支援

サービスの種類	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行ないサービス等利用計画書の作成を行います。また、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。障害福祉サービスを利用する方々に対して、サービス内容、その他生活上の相談・調整等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

## 【障がい児(18歳未満)を対象としたサービス】

### 1. サービスの種類

サービスの種類	内 容
児童発達支援	障害のある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。
医療型児童発達支援※	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援※	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。
障害児相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行ないサービス等利用計画書の作成を行います。また、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。障害福祉サービスを利用する方々に対して、サービス内容、その他生活上の相談・調整等を行います。

### ■その他（地域の居場所）

地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
------------	-----------------------------------

## 障害福祉サービス 利用者負担のしくみ

障害福祉サービスを利用した場合、原則として給付費（サービス費）の1割を負担します。その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。

### ひと月ごとの 利用者負担上限額

世帯の所得に応じて4つの区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

#### 障がい者（18歳以上）の利用負担上限額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上、グループホーム利用者を除く）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

#### 障がい児（18歳未満）の利用者負担額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割額28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

### 所得を判断する 世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設入所の18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設入所の18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

### その他の 負担軽減

●グループホームの家賃助成  
町民税非課税の方には、月額1万円を上限に補足給付をします（国制度）

## 障害福祉サービス 利用の流れ

### 相談・申請

サービスの利用を希望する方は、南風原町保健福祉課 ③番窓口障がい者福祉班までお越しください。☎098-889-4416

18才以上で  
介護給付を  
希望する方

その他  
の方

#### 【手続きに必要な物】

- ①(者:18才以上の方)障害者手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証  
(児:18才未満の方)障害者手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証、特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類、意見書(診断書)等
- ②マイナンバーカードが確認できるもの
- ③障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の受給状況が分かる資料
- ④利用者の属する世帯の市町村民税の課税状況等が分かる資料(市町村民税課税証明書、生活保護証明書)※転入者等、本町で課税状況等が確認できない場合必要です。
- ⑤印鑑

### 計画相談と契約



サービスを利用するためにサービス等利用計画(プラン)を立ててくれる相談支援専門員が必要です。

ご本人(ご家族)は、計画相談支援事業所(者)または障害児相談支援事業所(児)と相談支援に係る契約をします。相談支援事業所に連絡し、サービス利用意向を伝え、面談、契約を行います。  
※計画相談支援事業所一覧は障害者福祉班窓口にあります。又は沖縄県障害福祉課HPに掲載されている「指定障害福祉サービス事業所情報」にて検索可能です。  
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogaifukushi/old/20738.html>

### 訪問調査



町の調査員が、ご自宅や施設(病院)にお伺いして、ご本人やご家族から障がいの状況や生活の様子等についてお聞きします。

### 審査会

### サービス等利用 計画書の提出

相談支援専門員にサービス等利用計画案または障害児通所支援利用計画案を作成してもらい、町に提出します。

### サービス支給決定

調査の結果を基に町が審査・判定を行い、ご本人へ決定通知及び障害福祉サービス受給者証が交付されます。

### サービス等利用 計画書の提出

相談支援専門員は、町の支給決定をもとに、ご本人やサービス提供事業所と調整をし、必要に応じて担当者会議を開催して、サービス等利用計画書(者)または障害児通所支援利用計画書(児)を作成して町に提出します。

### サービス利用開始

ご本人(ご家族)は、サービス提供事業所と利用契約を結び、サービス利用を開始します。

### モニタリング

相談支援専門員は、町が定めるモニタリング実施時期に、ご本人やサービス提供事業所からサービス利用状況等をうかがい、サービス利用の検証と必要に応じて計画の見直しを行います。

### サービス利用 更新・終了

サービスには利用期間が決められています。継続してサービス利用を希望する場合は、利用期間終了前に必ず更新手続きを行ってください。更新手続きが行われないとサービスの利用ができなくなる場合があります。



# 町内障害者支援事業所MAP

～障がい者(18歳以上)を対象とする事業所編～

## 【障害福祉サービス提供事業所】

- ①指定障害福祉サービス事業所 大名の丘
- ②就労継続支援事業所 のぞみの里
- ③GH Common's
- ④てるしのワークセンター
- ⑤よもぎ学園
- ⑥ワークプラザ南風
- ⑦沖縄中央育成園 生活支援センター
- ⑧沖縄中央育成園 あおぞら荘
- ⑨沖縄中央育成園 あさひ寮
- ⑩美南風
- ⑪南風原町社会福祉協議会
- ⑫ケアセンター野の花
- ⑬就労継続支援B型事業所  
光の郷ゆらていく
- ⑭就労継続支援事業所  
かすりくらぶ
- ⑮グループホーム愛さ
- ⑯障害福祉サービスセンターひるぎ
- ⑰ヘルパーステーションかなさ
- ⑱就労支援センターこくば
- ⑲福祉事業所 はんどinはんど
- ⑳訪問介護はっぴー
- ㉑スーパーチャレンジミライはえばる
- ㉒共同生活援助ラ・ポーズ
- ㉓就労支援センターあいこ南風原
- ㉔相談支援事業所てるしの
- ㉕障害者相談支援センターりんく
- ㉖OEN相談支援事業所
- ㉗g-port HAEBARU MOTOBU
- ㉘g-port HAEBARU TSUKAZAN
- ㉙伊集の木会
- ㉚グループホームうみ



「WAMNET」  
全国の障害福祉サ  
ビス事業所が確認で  
きます。

# 町内障害児支援事業所MAP

～障がい児(18歳未満)を対象とする事業所編～

## 【障害福祉サービス提供事業所】

- ①こどもセンターゆいまわる
- ②広伸会南風原教室
- ③重症心身障がい児児童発達支援・放課後等デイサービスととろ
- ④多機能型事業所 リズム
- ⑤放課後等デイサービス リーラ
- ⑥障がい児通所支援事業所 ふらわーず
- ⑦ハートライン沖縄 児童デイサービス
- ⑧ハピネス
- ⑨さぼーとせんたーいまあじ
- ⑩児童デイサービスぽっけ
- ⑪放課後等デイサービス パリティ
- ⑫放課後等デイサービス ぱびぷぺぼ
- ⑬児童デイサービス 太やん 津嘉山
- ⑭児童デイサービスポラリス
- ⑮みらいえ
- ⑯児童発達支援事業所ココカラ
- ⑰放課後デイサービスデザイン
- ⑱障害者相談支援センターりんく
- ⑲こどもセンターゆいまわる
- ⑳広伸会 南風原教室
- ㉑OEN相談支援事業所
- ㉒子ども支援ルーム 美(ちゅら)くぐる
- ㉓伊集の木会



「WAMNET」  
全国の障害福祉サービス事業所が確認できます。